

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	旧・中央区民センター施設等設備維持管理業務
発 注 課	デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課
選 定 事 業 者	(株)八興 札幌支店
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
☒地方自治法施行令第167条の2第1項第（6）号 【具体的事由】 本業務は、中央区民センター施設の移転後の施設について、機械設備等の稼働状態を維持し、保守管理を行う業務である。 当該施設については、現在の中央区民センターの移転・退去に伴って当課が所管を引き継ぎ、令和9年10月に証明郵送センターの移転先として活用予定である。しかしながら、R7年9月までの間は他に施設の利用者もないため一時閉鎖を予定しているところ、当該建物は、札幌市と民間企業等との区分所有であり、民間企業所有部分においてテナントが営業を継続していることから、設備の稼働及び維持管理の継続が不可欠となっている。 一方、当該施設には、令和7年10月に介護認定事務センターが、令和7年11月には教育支援センターがそれぞれ入居する見込みであるが、現時点で施設利用の詳細が確定しておらず、今後変動することも見込まれる。そのため、競争入札に必要な設備の維持管理の範囲や水準等を定める仕様の確定が困難となり、契約期間が上記施設の運用を開始する直前の令和7年9月までとする短期契約にならざるを得ないことから、一般競争入札に適さない。 また、当該施設は、竣工から40年以上が経過し、設備の老朽化が顕著となっており不具合も度々発生しているほか、管理者不在のまま施設の維持管理を行う必要があること等から、設備の適正な維持管理にあたっては、長年当該施設の設備の維持管理に従事し、設備の現状や修繕の経緯、保守上の留意点などを熟知した職員を有する上記事業者へ委託することが最も適切かつ有利である。 以上のことから、現在、当該施設の設備保守業務を受託している上記事業者と契約を締結することとする。 （令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿登録業者）	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
決定日	令和7年2月28日